

2026年7月15日

各 位

東 信用組合

債権の取立不能又は取立遅延のおそれに関するお知らせ

当組合の取引先である株式会社全東信が、2026年7月6日付で大阪地方裁判所より破産手続開始決定を受けたことに伴い、下記のとおり、同社に対する債権について取立不能又は取立遅延のおそれが生じたのでお知らせいたします。

記

1. 当該取引先の概要

- (1) 名 称 株式会社全東信
- (2) 所在地 大阪府大阪市中央区島之内一丁目14番14号東信ビル
- (3) 代表者の氏名 高山 萬保
- (4) 資本金 4,500 百万円
- (5) 事業の内容 クレジットカード決済代行及び付帯する一切のサービス

2. 当該取引先に対する債権の種類及び金額

貸出金 400 百万円 (2026 年 7 月 10 日現在)

3. 当該事実が当組合の業績に及ぼす影響

上記債権のうち、担保・引当金等により保全されていない金額 290 百万円につきましては、2027 年 3 月期に全額を引当処理いたします。また、今後につきましては、法的手続に則り債権回収に努めてまいります。

なお、2026 年 3 月期 (直近決算) における自己資本は 2,214 百万円、自己資本比率 10.85% (国内基準 4.0%以上) であり、本件引当処理後も十分な健全性・安全性を保っております。

以 上